

II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

1 施業に関する基本的事項

(1) 施業方法

森林施業を実施するに当たっては、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。なお、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意することとする。

ア 育成単層林施業にあっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。なお、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととする。

(エ) 保育及び間伐については、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

a 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこと。

また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

b 除伐は、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の發揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

c 間伐は、林冠がうつ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこと。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。

イ 育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確實に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

b 漸伐又皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(イ) 更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業、除伐、間伐等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。

a 地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。

b 剖出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。

c 植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。

d 除伐及び間伐は、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うこと。

(ウ) 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、アのうち植栽に係る更新、保育及び間伐についての留意事項に準じて施業を行うこととする。

ウ 天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐については、イの留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 森林の保護・管理

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配意して適時適切に行うこととする。

ア 病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を

図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

イ 野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

ウ 山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(3) その他

市町村森林整備計画において定める標準伐期齢については、樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

2 重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項

(1) 水土保全林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(1)によるものとする。

(2) 森林と人との共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業については、Ⅲの2の(2)によるものとする。

(3) 資源の循環利用林

木材等生産機能の維持増進を特に図るため、森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林、保育及び間伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、帯状又は群状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画

1に定める施業に関する基本的事項を踏まえ、Iの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、計画期間中の伐採立木材積及び造林面積を第3表のとおり計画する。

III 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の設定の考え方

森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林の区域は、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全又は保健文化の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定することとし、Iの1に定める森林の区分のうち、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」に区分することとする。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林については、Iの1に定める森林の区分のうち、「資源の循環利用林」に区分されることとなる。

2 公益的機能別森林施業に関する事項

(1) 水土保全林

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齡の長期化を図ることとする。

特に、森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全等を特に図る観点から、伐採林齡を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業の推進を図る

こととする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

(2) 森林と人との共生林

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた森林景観を保全し、又は創出するため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要のある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。また、保健機能森林の設定による森林保健施設の適切な整備と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進することとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林については、立地条件や国民のニーズ等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林

公益的機能別施業森林のうち、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林

法施行規則第7条の2に規定されている森林以外の森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するため特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要のある森林がある場合には、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において次の基準に従い箇所ごとに定めることとする。

なお、特定する伐採の方法又は造林の方法は、当該森林に関わる自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めなければならない。

(1) 伐採の方法を特定する森林は、第4表の基準に該当する森林とする。

また、特定する伐採の方法は択伐によることを原則とし、適切な伐区の形状・配置、保護樹帯の設置等により当該機能の確保ができる場合には、帯状伐採等の小面積の皆伐によるものとする。

(2) 造林の方法を特定する森林は、その自然的条件等からみて、人工造林又は更新補助作業によって確実な成林が見込まれる伐採跡地、未立木地等であつて、速やかに更新しなければ当該箇所及びその周辺に雪崩、寒害、風水害等の被害を及ぼすおそれのあるものとする。

造林の方法は、人工造林又は刈出し、植込み等の更新補助作業によるものとする。

また、土壤を改良する必要のある森林は、第5表の(1)の基準に該当する森林であって、土壤の改良を図ることによって地力を早期に回復し、立木の成長の促進が期待されるものとする。

改良の方法は、森林の土壤の現状に応じて土壤の理化学性を改良することを主眼とし、地表の保護に配慮しつつ、耕耘、有機物及び欠乏養分の補給等を行うこととする。

IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

1 林道の開設に関する計画

林道の開設については、Iの2に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとし、林道開設量を第3表のとおり計画す

る。

この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

(1) 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備することとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設やモノレールなどの活用を図るとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行うものとする。

(2) 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとする。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

(3) 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に推進することとする。

なお、開設に当たっては、森林の利用形態等に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、森林へのアクセスを確保する骨格となる林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とする。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計及び施工すべての段階における周囲の環境との調和を図ることとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成单層林施業及び育成複層林施業の対象地にあっては、林道と作業道の適切な組合せによる林内路網の整備を推進し、おおむね 50 m/h a を目安として整備するよう努めることとする。

2 搬出の方法を特定する森林

搬出の方法を特定する森林は、第5表の(2)の基準に該当する森林であって、特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を生ずるものとする。

搬出の方法は、地表の損傷を極力行わないよう架線集材等によることとする。

V 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林施業の共同化の促進

森林施業の共同化の促進については、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図る。その際、長期的な施業委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、UJIT TURNER者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上、基幹的労働者の養成等の事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

(3) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及び導入を図るものとする。

また、傾斜等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。

さらに、これと併せ、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の特質を踏まえ、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとする。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道及び作業道、作業路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網に重点化を図るものとする。

また、トラック等の走行に用いる作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえ、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進する。

(4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

(5) その他

都市住民を中心としたUJITターン者等の定住の促進を図るため、生活環境の整備に努めるものとする。

VI 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第5表の(3)の基準に該当する森林については森林の土地の保全に特に留意するものとする。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

VII 保安施設に関する事項

1 保安林の配備

保安林については、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとし、保安林として管理すべき面積

(計画期末の保安林面積) を第3表のとおり計画する。

2 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びIIに定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

- (1) 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉せず、又はうつ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。
- (2) 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。
- (3) 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

3 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、Iに定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応

じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第3表のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた、山地災害による被害を軽減する減災に向けた事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、コスト縮減や豊かな環境づくりに努める。

4 その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

VIII 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源のかん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととする。

3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第3表 計画量

広域流域	伐採立木材積			造林面積		
	総数	主伐	間伐	人造	工林	天更
然新						
全國	62,708	22,177	40,532	700		871
天塩川	738	240	498	14		44
石狩川	1,290	397	893	15		59
網走・湧別川	1,905	842	1,063	33		54
十勝・釧路川	1,974	899	1,075	36		94
沙流川	619	191	428	9		33
渡島・尻別川	997	296	701	19		27
岩木川	913	323	590	10		20
馬淵川	1,603	656	947	21		21
閉伊川	1,405	615	790	19		17
北上川	2,297	891	1,406	30		22
米代・雄物川	3,145	1,257	1,888	31		40
最上川	1,409	724	685	16		35
阿武隈川	2,210	1,047	1,163	28		41
阿賀野川	886	406	480	8		31
信濃川	1,543	391	1,152	13		23
那珂川	1,361	488	873	14		11
利根川	2,524	651	1,873	20		27
相模川	447	118	329	4		5
富士川	1,275	578	697	19		18
天竜川	1,251	501	750	18		10
神通・庄川	877	288	589	6		15
九頭竜川	1,078	276	802	9		22
木曽川	2,430	648	1,782	21		16
由良川	389	100	289	4		3
淀川	721	224	497	10		4
宮川	451	100	351	4		3
熊野川	1,455	386	1,069	14		4
紀ノ川	782	205	577	6		2
加古川	749	148	601	8		6
高梁・吉井川	920	303	617	12		13
円山・千代川	1,123	339	784	15		8
江の川	1,608	897	711	28		24
芦田・佐波川	1,227	411	816	14		11
高津川	702	312	390	9		6
重信・肱川	948	287	661	10		8
吉野・仁淀川	2,792	689	2,103	20		11
四万十川	1,542	295	1,247	10		7
遠賀・大野川	1,903	557	1,346	15		19
筑後川	1,678	540	1,138	14		7
本明川	464	86	378	3		3
菊池・球磨川	2,963	1,154	1,809	27		15
大淀川	3,717	1,829	1,888	44		14
川内・肝属川	2,373	575	1,798	16		17
沖縄	25	18	7	1		1

注) 1 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するための保安林である。2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、3 治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和36年法律第3号)若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山4 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等

(単位 材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

林道開設量	保安林面積				治山事業施行地区数
	総 数	水源かん養のための保安林	災害防備のための保安林	保健、風致の保存等のための保安林	
33.7	12,689.1	9,555.1	3,068.9	856.3	311.1
1.1	615.3	406.4	204.4	22.8	5.2
1.6	877.3	819.9	46.0	64.2	7.0
1.1	521.9	335.3	178.9	45.8	4.0
1.5	848.1	564.2	280.2	38.4	7.8
0.9	422.5	349.3	72.9	15.8	4.2
0.9	553.8	335.9	220.6	46.3	7.3
0.6	223.6	182.9	39.0	15.8	4.1
1.0	223.7	198.5	25.0	16.0	4.2
0.7	156.9	122.3	30.2	8.5	3.1
1.2	398.8	363.9	43.9	19.2	7.5
1.2	464.9	402.5	65.6	34.5	9.8
0.6	413.1	319.0	110.5	22.6	4.6
0.8	282.0	236.1	43.8	14.4	7.8
0.5	457.5	348.3	108.5	8.8	6.3
0.8	596.9	425.2	171.9	33.9	14.1
0.6	142.2	123.7	16.8	7.3	4.0
1.1	525.4	403.4	117.8	52.2	19.4
0.2	100.3	61.9	47.2	12.6	4.2
0.8	293.8	229.6	59.1	28.7	9.4
0.6	248.2	174.7	72.4	7.6	6.5
0.6	391.7	224.8	171.0	27.3	8.3
0.5	200.5	169.5	26.8	30.8	7.3
1.8	411.0	248.6	160.2	14.9	18.7
0.3	87.0	64.4	17.4	7.2	3.6
0.5	179.1	96.7	77.3	30.8	9.2
0.3	79.7	51.7	27.0	9.6	3.4
0.8	173.6	140.7	34.5	7.7	4.9
0.4	66.9	46.2	20.3	1.8	3.4
0.4	130.9	94.4	34.6	9.9	5.7
0.6	189.7	136.1	50.8	15.4	7.9
0.6	202.5	179.3	21.3	10.8	4.7
0.7	220.5	199.6	16.6	10.4	8.6
0.6	240.7	123.2	102.2	29.2	8.6
0.3	110.1	85.8	22.5	4.4	3.7
0.6	124.8	59.6	63.1	10.3	6.9
1.1	273.2	228.3	42.9	26.1	14.0
0.7	132.4	101.0	29.7	7.2	4.5
0.8	179.7	144.8	32.9	16.2	8.7
0.8	147.3	118.8	31.9	13.1	9.3
0.3	72.8	36.5	32.0	10.9	3.9
0.9	177.5	153.8	23.3	9.1	6.2
1.2	283.1	237.8	43.0	15.5	8.6
1.1	208.5	179.8	24.9	15.5	9.2
0.1	39.9	30.9	7.9	6.9	1.6

めの保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号まで成するために指定する保安林をいう。

内訳の合計に合致しない。

33年法律第30号) 第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関する崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準

<p>(1) 更新を確保するため、伐採の方法を特定する森林</p>	<p>「水土保全林」又は「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林であって、自然条件が著しく劣悪なため、伐採方法を特に定めなければ伐採跡地の更新の確保が困難になるおそれのあるもの。</p> <p>(ア) 土 壤</p> <ul style="list-style-type: none"> a ポドゾル土壤から成っている箇所であること。 b 黒色土壤であって表層からカベ状構造をもつていてるものから成っている箇所であること。 c 褐色森林土等であって表土が薄く乾性のものから成っている箇所であること。 d 過湿な土壤から成っている箇所であること。 e 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち未熟な土壤から成っている箇所であること。 <p>(イ) 気象等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。 b 風衝地であること。 c 寒風害のおそれの強い箇所であること。 d 霜害のおそれの強い箇所であること。
<p>(2) 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林</p>	<p>「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。</p> <p>(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。</p> <p>(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。</p> <p>(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。</p> <p>(エ) 貴重な動植物の保護のため必要な森林。</p>

<p>(3) 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を特定する森林</p>	<p>「森林と人との共生林」のうち、次のいずれかに該当する森林。</p> <p>(ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。</p> <p>(イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。</p> <p>(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>(4) 農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を特定する森林</p>	<p>「水土保全林」のうち、次の条件のいずれかに該当する森林であって、特に伐採方法を定めなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし、農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれがあるもの。</p> <p>(ア) 地 形</p> <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 <p>(イ) 地 質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

第5表 土壤を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林並びに
森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

(1) 土壤を改良する必要のある森林	<p>次のいずれかに該当する森林であって、土壤の理化学性の改良を図る必要のあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 赤色土壤から成っている箇所であること。 (イ) 黒色土壤であって表層からカベ状構造をもっているものから成っている箇所であること。 (ウ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壤から成っている箇所であること。 (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壤の箇所であること。
(2) 搬出方法を特定する森林	<p>次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地 形 <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。 (イ) 地 質 <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。

(3) 森林の土地の保全に特に留意すべき森林

次のいずれかに該当する森林であって、その土地の保全に特に留意する必要のあるもの。

(ア) 地 形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもっている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもっている箇所であること。
- d 谷密度の大きい地区であること。
- e 起伏量の大きい地区であること。

(イ) 地 質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

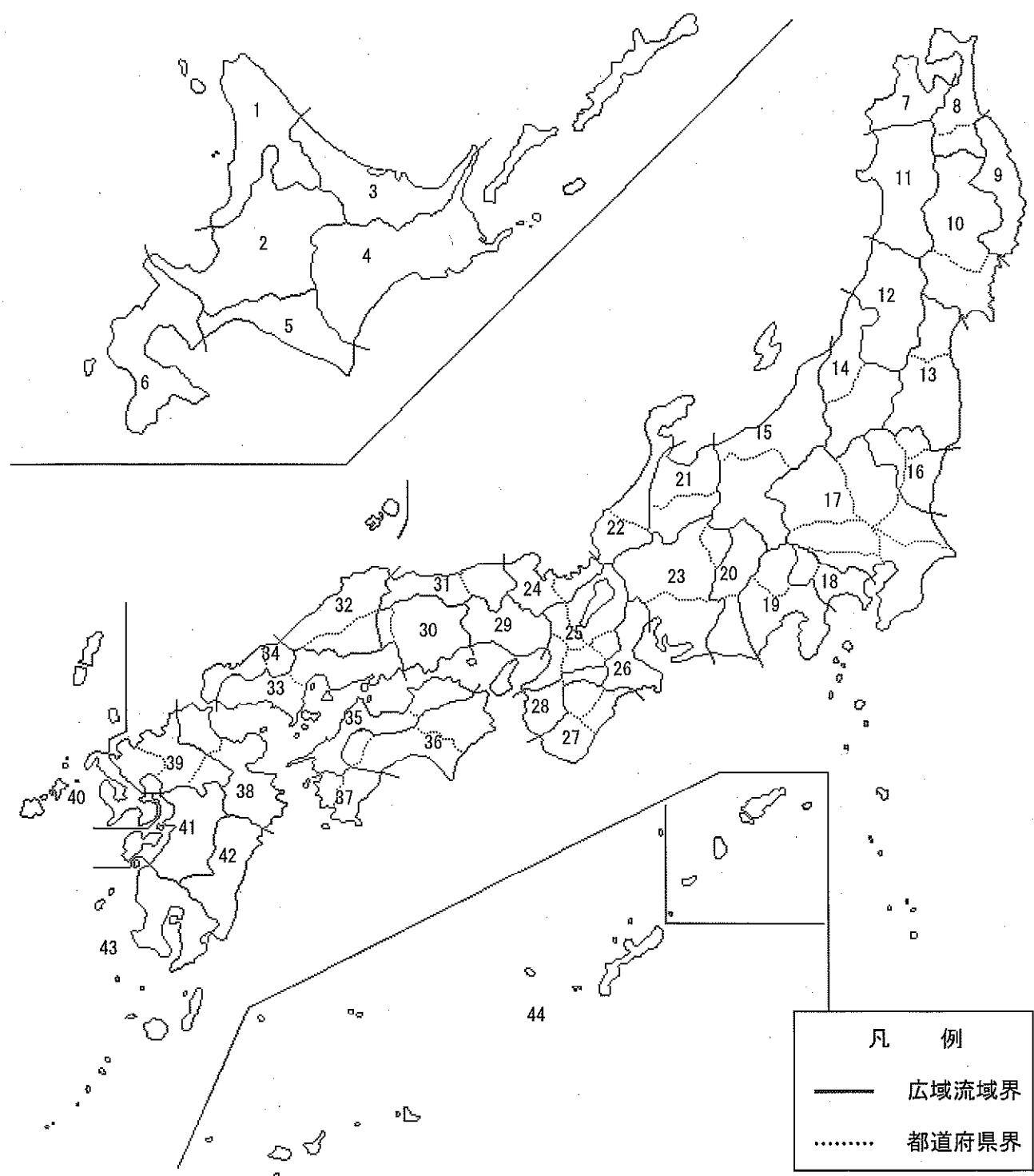
(ウ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(エ) 気 象

- a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。
- b 凍土、霜柱の害のおそれが強い地区であること。

全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四万十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	遠賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	円山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曽川	32	江の川	41	菊池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝属川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・肱川	44	沖縄
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		